

第6回相良村議会9月定例会会議録

令和7年9月18日（木）開会

（第3号）

相 良 村 議 会

令和7年第6回相良村議会定例会（第3号）

令和7年9月18日

午前10時00分開会

於 会議議場

1. 議事日程

日程第1 委員会審査の結果報告

　　総務文教常任委員長報告

　　認定第1号、議案第43号から議案第46号

　　産業福祉常任委員長報告

　　認定第2号から認定第6号、議案第47号及び議案第49号

　　(質疑・討論・採決)

日程第2 議員派遣の件

日程第3 閉会中の継続調査申し出の件

　　(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	古川	渉	君	6番	坂田	朋	美	君	
2番	恒松	隆	生	君	7番	徳田	正臣	君	
3番	嶽本	浩	則	君	8番	黒木	正照	君	
4番	梅山	弘	君	9番	市岡	智	恵	君	
5番	川邊	一	徳	君	10番	永田	博	人	君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(11名)

村長	吉松	啓一	君	税務課長	平川	千春	君
教育長	中村	和弘	君	教育課長	出合	宏光	君
総務課長	川邊	俊二	君	建設課長	大土	手寛	君
保健福祉課長	平田	智博	君	農林振興課長	倉田	雅弘	君
会計管理者	岡村	哲臣	君	農業委員会事務局長	和田	耕	君
企画商工課長	佐竹	淑子	君				

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田昌臣君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第1 委員会審査の結果報告

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第1、去る10日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました、認定第1号、令和6年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、及び、議案第43号、相良村避難地の設置及び管理に関する条例の制定についてから、議案第49号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第2号まで、常任委員会から審査経過及び結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。梅山総務文教常任委員長。

{「はい。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長(梅山弘議員) おはようございます。総務文教常任委員長報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第76条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、認定第1号、令和6年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第43号、相良村避難地の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第44号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号、相良村職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、および議案第46号、令和2年度相良村一般会計補正予算第4号の5件でございます。10日からの連合審査、および16日の常任委員会において慎重審議しました結果、認定第1号、令和6年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員全員賛成で認定すべきものと決しました。議案第43号、相良村避難地の設置及び管理に関する条例の制定については、新設された避難地を管理する上で必要な条例制定であるため、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第44号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院規則の一部改正に伴い、人事院規則に準じた必要な条例の一部改正であり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第45号、相良村職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な条例の一部改正であり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第46号、令和7年度相良村一般会計補正予算第4号については、必要な予算として、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におか

れましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますよう、よろしくお願ひして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長(永田博人議員) 次に、川邊産業福祉常任委員長。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

はい。

○産業福祉常任委員長(川邊一徳議員) おはようございます。産業福祉常任委員長報告します。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果につきまして、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は認定第 2 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 47 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号、議案第 48 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号、および議案第 49 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 2 号の 8 件でございます。10 日からの連合審査、および 16 日の常任委員会において慎重審議しました結果、認定第 2 号から認定第 6 号までの特別会計の決算については、委員全員賛成で、認定すべきものと決しました。議案第 45 号相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、議員全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。議案第 47 号および議案 48 号の、令和 7 年度特別会計の補正予算については必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(永田博人議員) 川邊議員、議案第 47 号と。

○産業福祉常任委員長(川邊一徳議員) 失礼しました。失礼しました。議案第 47 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(永田博人議員) ここでちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 15 分

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を始めます。

○産業福祉常任委員長(川邊一徳議員) はい、失礼いたしました。先ほど申し上げました、議案第 45 号については、訂正をお願いいたします。議案第 47 号及び議案 48 号の令和 7 年度特別会計の補正予算については、必要な予算として、委員全員賛成で原

案のとおり可決すべきものと決しました。議案第49号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正第2号については、必要な予算として、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定とおり賛同賜りますよう、よろしくお願ひし、産業福祉常任委員長の報告とします。

{「はい、議長。」と、総務文教常任委員長。}

○議長(永田博人議員) はい。先ほど総務文教委員長の報告の中で、誤りがありましたので、訂正の報告をお願いします。梅山文教委員長。

○総務文教常任委員長(梅山弘議員) 先ほどの、総務文教常任委員長報告の中で、2ヶ所ほど言葉に誤りがありましたので、訂正方よろしくお願ひいたします。1つ目は、議案第45号相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の中で、育児休暇と発言してしまいましたので、育児休業に訂正方お願ひいたします。2つ目。議案46号令和7年度相良村一般会計補正予算第4号につきまして、令和2年度と発言したことを訂正方お願ひします。よろしくお願ひいたします。

○議長(永田博人議員) 以上で、委員長の報告を終わります。ここで、議案第46号、令和7年度相良村一般会計補正予算第4号について、7番議員徳田正臣君から、議案第46号令和7年度相良村一般会計補正予算第4号に対する、修正動議が提出されました。従って、この動議をあわせて議題とします。議案第46号令和7年度相良村一般会計補正予算第4号に対する修正動議について提出者の説明を求めます。7番議員徳田正臣君。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) はい、議案第46号令和7年度一般会計補正予算第4号につきましてですね、修正案を提出させていただいたところでございます。修正案につきましてはですね、歳出の方ですね、空き家リノベーション物件鑑定評価業務委託 23万1,000円。あとはですね、これ廻地区拠点施設整備関係業務委託料 310万円、この2点でございます。まず私が思うのですね、このリノベーション物件が全く特定されてないので、一言で言うと議論ができないと。不動産情報というのは個人情報ではなくて、これは別に議会でも、ましてや委員会、常任委員会で議論する中で、この事業に関しては、物件の特定がないと十分な議論ができないということでありまして、まして議会、ないしそれ以上の委員会において、守られる情報ではないということであります。このような問題というのはスタート時点で明確にしてもらわないとわからない。自分で議論ができる情報素材を執行部には、提案すべきであったかなと私は考えております。まず思うところです。それとですね、これは空き家対策ということでもあります、空き家に対して、空き家対策ってのは非常に難しいものがあって、物事は、私は、プラス思考で積極的な考えを持ってる人間であります、皆様ご存じのとおり相良村で空き家というのは大体もう200棟に迫る状況です。人吉に関して言つたら要素によりますけども、1300最小で、最大で3000、2、300というデータもあり

ます。全国では900万棟の空き家があるわけでありまして、木造建築社会の中でのましてや人口減少の中ですね、このリノベーションとカタカナで持つてくればいいですけど、これは改築でありますんで、この経済状況が厳しい中で果たしてこのモデル事業として成り立つかということでありまして、もうちょっと慎重な判断と説明が必要ではなかったかなというところであります。欧米社会の石造と違って木造建築社会ってのは、その人の意識も大分違いますんで、この相良村でどれだけ今度リノベーションに取り組む方がいらっしゃるか、経済状況考えれば非常に厳しい。モデルになるのも厳しいなと思うところであります。それとここをリノベーションしたとして、地域おこし協力隊、集落支援員はちょっと厳しいと思いますが、業務として。地域おこし協力隊に任せるということでありましたが、地域おこし協力隊に任せるならば、村がリノベーションして、はいここで活動拠点として活動してくださいではなくて、地域おこし協力隊の人にすべて任せる。村としては、私どもは相良村はこういう村づくりをしてるんだということをきちっと理解していただいた上で地域おこし協力隊の方には、こういったミッションがあるのあなたに任せるからやって欲しいと。二、三ヶ月時間があるから、リノベーションするにしても、相良村を回って、リノベーションする家、そしてそれを拠点にどういう活動していくかということをあなたに考えてもらいたいと。あなたの力が欲しいということで、それで集まってくれる、来てくれる地域おこし協力隊でないと、良質な地域協力隊ではないと思っております。私の考え。ですから、この点は、非常に厳しい判断をしたわけですね。それとですね、廻地区のですね、廻地区の拠点施設整備関連事業ですが、めぐり地区において7億円もの事業が今後総額でされるわけでありまして、私はこれは非常に厳しい事業になってくるんではないかと思っておりますので、関連事業としてはですね、この事業そのものにクエスチョンを持っておりますので関連事業についても、これは十分に考えて欲しいということでの、この2件の予算についての、削除をするという修正案を出させてもらったところであります。議員の皆様方のですね、ご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) ここで暫時休憩をいたします。



休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 26 分



○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続いて会議を開きます。ただいま説明が終わりました。これから委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。どの議案に対する質疑かを言ってから発言をお願いします。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○6番(坂田朋美議員) おはようございます。質疑をさせてください。認定第1号な

んですけど、全員賛成となっておりますが、委員から意見とか質疑とか出なかつたか一応その確認をさせてください。あと修正案の40、一緒なんんですけど、46ですかね。これも同じ内容で、すいません質疑させてください。お願いいたします。

○議長(永田博人議員) 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(梅山弘議員) 総務文教委員長お答えいたします。今、7番議員が、とくと説明された内容を一言にまとめますと、ハード事業が多いとのことです。それともう1点は、役場職員の数が足りないということでございました。以上です。

○議長(永田博人議員) 6番議員。

○6番(坂田朋美議員) はい。他の方からの意見、質疑が出なかつたかどうかちょっとその確認なんんですけど。出なかつたんですか。全員賛成とか、なつておるんですけど。はい。各個人の委員の方からの発言がなかつたかどうかお願いします。

○議長(永田博人議員) 委員長。

○総務文教常任委員長(梅山弘議員) 総務文教常任委員長。委員長お答えいたします。先ほど7番議員が、ここで、修正案のご説明をされました。すべてを、1つ1つの質疑を、この場ですると時間的な余裕がございません。だから、一言でまとめてお答えしたとおりなんです。

{「7番議員って言われてもですね。時間はたっぷりとつてありますので、委員長として・・・。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、ちょっとといいですか。はい、6番議員。

○6番(坂田朋美議員) はい、わかりました。

○議長(永田博人議員) はい、他にございませんか。質疑。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) 5番川邊です。先ほど令和7年度一般会計の補正の修正が出来たけれども、この事業自体に廻についてですね、この事業自体に反対だということで、提出されたということですけれども。今まで実証実験等が廻の施設であつてますけれども、実際行かれて体験されたり、見たり、来られてる来場されてる方と、お話をされたりしたことがあるのか、お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、徳田議員。

○7番(徳田正臣議員) はい、お答えいたします。むしろ現場は知っておりますし、あそこで実証実験されたことも全部情報入っております。具体的に、そこで関わった人との話をしております。事業としての賛否の問題っていうのは、ただそれだけではなくって、立地も含めて、こういった時代の中で7億円の事業をあの河川敷、ないしは洪水時の浸水想定されるところで事業をやること。それと、これはまた別のところで議論したがいいと思うんですけども、私自身は、前もってこの川辺川魅力創造事業ですかね、に反対しておりますので、一貫性を持つ話として、この関連事業も反対する、

それが筋の通った議員としての判断だと思っております。ですから私がこの7億円の事業にどう反対してるかということは、別の場面での議論をよく聞いていただければなと考えております。誰と話した現場にいたかそれは大事なことですけど、ちゃんとそれはやっております。やらずに議論はできない、反対はできません。以上です

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) 5番議員。

○5番(川邊一徳議員) お尋ねについて答弁いただきましたが、実際、現場で来られる方の意見を直接聞くのと、終わってから聞くのでは、また変わってくると思いますし、やはり、反対賛成いいと思います。反対なら反対するなりに現場を見て、実際体験をして、川で水遊びもされてました。そういう体験をしながら、やっぱり、相良村には、水辺で遊べるような施設がないですので、こういう施設もいいんじゃないかと思って質疑をいたしました。以上です。

{「答弁よかですか。答弁・・・。」と、7番議員。}

{「お願いします。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) まだ、言っていませんけど。

{「もういいですよ・・・。」と、7番議員。}

はい、徳田議員。

○7番(徳田正臣議員) はい。えっとですね。まずもってですね。あそこでの7億円の事業っていうこと。

{「7億円って決まったわけじゃない。」と、村長。}

担当から総額7億円ということを聞いておりますので、村長が把握されてないだけであって、7億円の事業。ちょっと、黙ってもらっていい。

{「・・・・・・・。」と、村長。}

村長が今ここで喋る場面じゃない。止めて、議長。

{「7億円だけ強調する必要ない。7億円で誰も言うとらん。」と、村長。}
いやいや、言ってますよ。担当者が。

{「終わります。」と、村長。}

不規則発言は議長ちゃんと村長にもとめていただかないと不平等になってきますんで。

{「金額のことは・・・。」と、村長。}

金額のことは大事でしょ。事業しよるんで。

{「・・・・・・・。」と、村長。}

なんで、村長がここで発言するんですか。むきになって。

○議長(永田博人議員) 徳田議員続けてください。徳田議員。

{「勝手に言うからですよ。」と、村長。}

○7番(徳田正臣議員) いや、勝手に言うって聞かれたことに対して。

{「・・・・・」と、村長。}

ちょっと村長おかしいですよ。ここで。

○議長(永田博人議員) 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 34 分

再開 午前 10 時 36 分

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。これで、質疑を。5番に。

○5番(川邊一徳議員) 終わります。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ声あり。}

ありませんね。質疑はありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。初めに、議案第46号、令和7年度相良村一般会計補正予算第4号の、原案及び修正案について討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案及び修正案に、反対者の発言を許します。次に修正案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。次に、議案第46号、令和7年度相良村一般会計補正予算第4号の原案及び修正案以外の議案について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は起立によって行います。

○議長(永田博人議員) 初めに、認定第1号令和6年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は認定するものです。認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(永田博人議員) 次に、認定第2号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



○議長(永田博人議員) 次に、認定第3号、令和6年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は、認定とするものです。

認定第3号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



○議長(永田博人議員) 次に、認定第4号、令和6年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第4号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



○議長(永田博人議員) 次に、認定第5号、令和6度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は、認定とするものです。認定第5号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、認定第5号は委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。



○議長(永田博人議員) 次に、認定第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算の認定に対する委員長の報告は、認定するものです。認定第6号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



○議長(永田博人議員) 次に、議案第43号、相良村避難地の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第

43号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って議案第43号は委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、議案第44号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第44号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 議案第45号、相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第45号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

—————○—————

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第46号、令和7年度相良村一般会計補正予算第4号の採決を行います。まず、本案に対する7番議員徳田正臣君から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立少数です。従って修正案は否決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に原案について、起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。従って、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、議案第47号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計

補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 47 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 48 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 48 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、議案第 48 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 49 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 49 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、議案第 49 号は委員長の報告によるとおり、可決されました。

—————○—————

日程第 2 議員派遣の件

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第 128 条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

—————○—————

日程第 3 閉会中の継続調査申出の件

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 3、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会及び川辺川ダム治水対策特別委員会の各委員長から、委員会において、所掌の事務及び所管事務の調査について、会議規則第 74 条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申

し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。ただいま議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。本日の日程は全部終了しました。令和 7 年第 6 回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前 10 時 47 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員